

調達要求番号:

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	MHP-V-03013-4
名 称	航空機用機器の外 注整備共通仕様書	長官承認年月日	
		作成年月日	3. 7. 23
		改定年月日	14. 6. 19
		単 位	
海上幕僚監部装備部航空機課			

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、海上自衛隊が使用する航空機用機器の外注整備について適用する。

1.2 用語の定義 この仕様書において用いる用語の定義は、引用文書において定めるものほか、次による。

- a) **外注整備** 契約によって部外において実施する整備をいい、オーバーホール及び臨時修理に区分する。
- b) **航空機用機器** 海幕装備第5622号に定める修理対象品目に指定された機器及び特令によって修理を実施する機器をいう。
- c) **オーバーホール** 1.3.2の関連文書に従って航空機用機器の開梱、分解、洗浄、検査、修理、交換、改修、組立、調整等を行い、次のオーバーホールまで部隊整備段階の作業によって満足な作動状態を保持し、その性能を維持させることをいう。
- d) **臨時修理** オーバーホール以外の作業をいい、部分修理及び特定作業に区分する。
- e) **部分修理** 航空機用機器の不具合状況に応じ、不具合に関連する1.3.2の関連文書に従って、航空機用機器を使用可能にするための開梱、分解、洗浄、検査、修理、交換、改修、組立、調整等の作業のうち、必要な一つの作業又は二つ以上の作業を組み合わせた作業をいう。
- f) **特定作業** 要求元が依頼する技術調査及び技術調査に伴う作業などをいう。
- g) **技術刊行物等** 捕本装航第93号の8別表3の技術刊行物総目録に定める技術刊行物、航空補給処長が承認したオーバーホール作業基準書及び個別仕様書で定める技術刊行物等をいう。
- h) **作業記録書** 作業の基準、仕上りの判定基準及び作業の結果を明確に成文化した記録紙の集まりをいう。
- i) **特令検査** 海幕装備第5622号別冊の24600に定める特令検査をいう。

- j) 監督官等 支部等に所属する当該航空機用機器担当の監督官又は検査官若しくは、地方調達の場合で契約担当官が指令した当該航空機用機器担当の監督官又は検査官をいう。

1.3 引用文書等 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。ただし、契約後当該文書等に一部改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

1.3.1 引用文書

a) 仕様書

DSP-Z 9000	品質管理適用仕様書
MHP-V-56016	航空機等輸入部品検査共通仕様書
MHP-V-51028	航空機部品(国産)共通仕様書
MHP-V-51030	航空機部品(輸入)共通仕様書
MHP-V-62010	航空機部品包装共通仕様書

b) 法令等

航空機等役務請負契約における専用治工具(契本管4第60号。13.1.6)
航空機等整備基準(海幕装備第5622号。10.12.8)別冊
航空機等整備実施要領(補本装航第89号。10.12.8)別冊
信頼性管理実施要領(補本装航第91号。10.12.8)別冊
形態管理実施要領(補本装航第92号。10.12.8)別冊
技術刊行物管理実施要領(補本装航第93号。10.12.8)別冊
海上自衛隊補給実施要領(補本装補第509号。13.3.30)別冊
航空機用機器標準監督・検査実施要領(補本装航第96号。10.12.8)別冊

1.3.2 関連文書

a) 技術資料

技術刊行物等

製造図面、製造規格、MIL規格、NDS、JISなどの技術資料

1.3.3 1.3.2の関連文書のうち技術刊行物等で契約後有効な基本版、改訂版、変更版、追録版及び技術刊行物改訂指示書(MEO)を入手したときは、支部長等と協議し、支部長の指示する時期をもってこの仕様書の一部とする。

2. 役務に関する要求

2.1 役務の内容

2.1.1 基本作業 基本作業は、個々の航空機用機器について基本的、共通的に行う作業で、

原則として、次の作業とする。

なお、基本作業を区分する場合は、個別仕様書による。

- a) 開梱及び受入検査
- b) 分解、洗浄及び構成部品の検査
- c) 構成部品の修理及び交換
- d) 組立、調整及び検査
- e) 検査において発見された欠陥の修理
- f) 監督及び検査に伴う作業
- g) 防錆(工程中における一時防錆及び防錆解除を含む。)
- h) 梱包及び検査
- i) 第2種技術変更提案書による技術変更に伴う作業

2.1.2 変動作業 変動作業は、基本作業に含まれない作業で、原則として次の作業とし、監督官等の確認を得て行うものとする。

- a) 検査の結果、簡単な修理と認める作業
- b) 検査の結果、相当な修理と認める作業、ただし、契約担当官等の承認を得て行うものとする。
- c) 改修指示書による改修及び第1種技術変更提案による技術変更に伴う作業
- d) 宮給品の遅延又は不具合その他によって、必要になった追加作業
- e) 特定作業
- f) 特令検査及び特令検査後の処置
- g) UR証拠品の指定に基づく調査作業
- h) その他特に必要と認める作業

2.2 作業の要領

2.2.1 作業の基準 契約の相手方は、航空機用機器に関し、技術刊行物を基準に作業を実施するものとする。

2.2.2 作業記録書の作成 契約の相手方は、作業の工程などを考慮して、次の作業に関する作業記録書を作成し、監督官等の確認を得た後、この作業を行うものとする。作業着手後の作業記録書の修正は、同様に処置するものとする。ただし、すでに確認済の作業書と同一の場合は、その旨を監督官等に通知することによって確認を省略することができる。

- a) この仕様書に規定する作業
- b) 個別仕様書に規定する作業
- c) 品質に影響を及ぼす作業

2.2.3 修理可能部品の交換 契約の相手方は、検査の結果修理可能と判定された場合、次の理由によって、監督官等の確認を得て交換することができる。ただし、修理経費が購入価格の65%を超えると見込まれるものは、要求元に通知するものとする。

- a) 修理期間が長期となるなど正当な理由によって契約の履行に支障をきたすもの。
- b) 機械又は設備等の問題から修理が不可能であるもの。
- c) その他特に交換することが適当であるもの。

2.2.4 要交換部品の修理 契約の相手方は、検査の結果要交換と判断された構成部品等を次の理由によって、監督官等の確認を得て修理することができる。この場合は、品質、信頼性、整備性等を十分保証し得る範囲内とし、その修理手順については要すれば海幕装備第5622号の第4章、補本装航第89号、第91号、第92号及び第93号によって技術刊行物の改訂を要求するものとする。

- a) 交換部品が高価であり、交換の処置が不経済であるもの。
- b) 部品入手遅延等の理由で契約履行に支障を及ぼすもの。
- c) 技術水準等の向上に伴い、技術刊行物を改定することによって継続的に修理することが望ましいもの。

2.2.5 特定作業

- a) **特定作業細部実施要領書(案)の提出及び承認** 契約の相手方は、特定作業の実施に先立ち特定作業細部実施要領書(案)を契約担当官等に提出し、承認を受けなければならない。
- b) **特定作業報告書の提出** 契約の相手方は、特定作業を終了した場合には、特定作業報告書を作成し、契約担当官等を経由して、要求元に提出するものとする。

2.2.6 特定作業後及びUR証拠品の調査後の航空機用機器の処置 契約の相手方は、特定作業及びUR証拠品指定に基づく調査を完了した航空機用機器について、引き続きオーバーホール、部分修理、改修又は部品取り等の作業に着手する場合は、監督官等の確認を得て実施するものとする。

なお、引き続き作業に着手しない場合は、4.3を実施するものとする。

2.2.7 改修の実施 契約の相手方は、監督官等の確認を得て、次のとおり改修を実施するものとする。

- a) 適用を受ける改修が未実施の航空機用機器は改修を実施する。
- b) 適用を受ける改修指示書の改修が未実施の航空機用機器について、改修用部品の入手状況及びその他の理由によって作業の実施が作業工程を著しく混乱させ、あるいは作業予定が遅延する場合には実施しないことができる。

2.2.8 特令検査及び特令検査後の処置

- a) 個別仕様書に指示された場合、契約の相手方は、監督官等の確認を得て、特令検査を行うとともに、不具合の調査及び対策の検討を実施するものとする。
- b) 契約の相手方は、特令検査終了後、速やかに補本装航第89号の第2章2(2)によって実施結果をまとめ、支部長等を経由して要求元に提出するものとする。
- c) a)によって特令検査を実施した結果、異常がなかった場合（特令検査のみを行った航空機用機器を含む。）は、分解、洗浄、検査、修理、交換、改修、組立、調整等の作業のうち、必要な一つの作業又は二つ以上の作業を実施するものとする。
- d) 特令検査後、要修理部分の修理等の作業を特令検査を含めて部分修理を行うか又はオーバーホールを行うかは、海幕装備第5622号の24703によって、契約担当官等の指示を受けて実施するものとする。
- e) d)によって、特令検査後、要修理部分の修理等の作業を特令検査に含めて部分修理実施した航空機用機器で検査を要する場合は、検査を行い、発見された欠陥の修理等を実施するものとする。
- f) 特令検査のみを行った航空機用機器又は特令検査に含めて部分修理を行った航空機用機器は、4.に従った処置を実施するものとする。

2.3 検査成績書の作成

2.3.1 検査成績書の作成 契約の相手方は、完成した個々の航空機用機器について、次の事項を含む検査成績書を作成し、監督官等の確認を得るものとする。

- a) 性能確認記録
- b) 航空機用機器の受入、完成及びコンテナの各状態に関する事項で、次を含む記録
 - 1) 製造後及び前回オーバーホール後の各使用時間又は就役月数
 - 2) 航空機用機器の状況（取卸し理由を含む。）
 - 3) コンテナの型式、製造番号及び状況
 - 4) 作業開始及び終了の時期
 - 5) 実施した改修指示書及び技術変更を実施した技術変更提案書の番号及び件名

2.3.2 検査成績書の様式 検査成績書の様式は、表形式で作成するものとする。

2.4 技術提供

2.4.1 技術提供 契約の相手方は、航空機用機器に関する次の技術提供を行い、必要に応じて作成資料等を支部長等を経由して要求元に提出するものとする。

- a) 海幕装備第5622号に定める航空機等不具合通知（UR）の提出
- b) 海幕装備第5622号に定める技術変更提案書（TCP）の提出

- c) 航空機用機器に発生した不具合に関する技術資料の収集及び対策の検討
- d) 航空機用機器の取扱、整備等に関する技術資料の収集及び改善の検討
- e) 技術的調査事項に関する調査、検討及び技術情報の収集
- f) 契約の相手方の保有する技術資料及び官の示す技術資料に基づく、技術刊行物改定要求書(MER)及び追録版の草案提出
- g) 現地技術役務に伴う社内活動

2.4.2 調査、技術提供、試験等及び調査報告書等の提出 契約の相手方は、支部長等の指示又は承認を得て次を行い、調査報告書等を支部長等を経由して要求元に提出するものとする。

a) UR証拠品の原因調査等

原因調査等が定められた期間に完了しない時は、中間報告書を要求元に提出するものとする。

b) 技術検討依頼に基づく技術提供

c) 技術改善のための試験等

2.5 技術変更の実施 契約の相手方は、監督官等の確認を得て、技術変更を実施する。

2.6 品質管理 品質管理は、DSP Z 9000によるものとし、要求する品質管理は、2.2を選択する。

2.7 その他の要求事項 その他の要求事項は、軽易であり仕様の詳細を補足する範囲内において要求するものであり、個別仕様書によるものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査 監督及び検査は、補本装航第96号によって実施する。ただし、契約本部、陸上自衛隊、航空自衛隊等に監督及び検査を依頼する場合は、当該部隊機関の定める監督及び検査実施要領によって実施する。

4. 出荷条件

4.1 来歴簿

4.1.1 契約の相手方は、航空機用機器を受領した日から納入の日まで、海幕装備第5622号に定める整備記録等によって、航空機用機器の来歴簿を整理点検とともに、最新の状態に記録維持し、監督官等の確認を得るものとする。

4.1.2 来歴簿が紛失又は損なわれた場合には、契約の相手方において作成し、判明し得る範囲内において記録するほか、4.1.1によるものとする。

4.1.3 来歴簿に記録する事項は、補本装航第89号によるほか、次のとおりとする。

- a) 作業区分、作業実施年・日、運転時間、受注会社及び特記事項

- b) 改修指示書、技術変更提案等による作業の実施事項
- c) 重要交換部品
- d) 技術刊行物等に指示された事項
- e) その他特に監督官等が指示する事項

4.2 航空機用機器への表示 契約の相手方は、外注整備が完了した航空機用機器に、次により標識を容易に脱落しない方法で1品目ごと、MHP-V-51028によって表示するものとする。

4.2.1 表示事項 表示事項は、次のとおりとする。

- a) 作業区分

オーバーホール、部分修理又は特定作業の区分

- b) 完成年月日

- c) 期間

- d) 受注会社名

4.2.2 標識の材料及び寸法等 標識の材料及び寸法等は、MHP-V-62010及び技術刊行物によるものとする。

4.3 防錆及び包装 契約の相手方は、防錆及び包装をMHP-V-62010及び技術刊行物に基づき実施するものとする。

4.4 包装の表示

4.4.1 表示 契約の相手方は、監督官等の確認を得て、包装の外表面に容易に消滅しない方法で、MHP-V-62010によって、次を明示するものとする。

- a) 品名

- b) 製造番号

- c) 作業区分

- d) 収納年月日

- e) 受注会社名

4.4.2 コンテナの色 コンテナの全体塗装の色は、MIL-L-7178 (LACQUER, CELLULOSE NITRATE, CLOSS, FOR AIRCRAFT USE) の1.2.1のCOLOR No.513(ENGINE GRAY)とする。

5. その他の指示

5.1 官給品・業者負担部品等

5.1.1 官給品と業者負担部品等の区分 この仕様書に定める作業に必要な部品、材料等、表1及び個別仕様書に定めるものは、原則として官給する。

- a) 要求元の指示、監督官等の確認を得て行う特定作業、UR証拠品指定に基づく調査作業、特令検査等及びその他の不具合事項の調査、検討等に要する部品等は、必要

に応じて官給請求することができる。

- b) 業者負担部品等は、個別仕様書に定める部品、材料及び副資材等とし、契約の相手方が負担するものとする。

表1 官給品目表

番号	規格等	品名	数量
1	補本装航第89号の別紙様式	来歴等記録紙	所要量

5.1.2 官給品の取扱等

- a) 官給品の取扱等は、補本装補第509号によるところによる。
- b) 契約の相手方は、官給希望時期の1か月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 官給予定品は、契約の相手方の申請書受理後、官給可能品目について、1か月以内に官給する。
- d) 官給品の官給場所は、原則として、契約の相手方工場とする。

5.1.3 官給品の不具合処置 契約の相手方は、官給品の不具合を発見した場合には、補本装補第509号によって処置するとともに、不具合品の代わりに良品を官給受けするものとする。ただし、特にやむを得ない場合で契約の相手工場で修理可能なものについては、監督官等の許可を得て、当該技術刊行物に基づき、修理等をして使用することができる。

5.1.4 官給品の返還 契約の相手方は、監督官等の確認を得て次によって、官給品を返還するものとする。

- a) 官給品の使用可能品は、4.3によって包装を行うものとする。
- b) 官給品のうち要修理品は、必要かつ最小限度の防錆処置を行い、返還補給部隊等までの輸送に耐える、必要かつ最小限度の包装を行うものとする。
- c) 返還に必要な包装容器は、原則として、官給品を使用するものとし、要すれば監督官等の確認を得て修理を実施するものとする。
- d) 返還の場所は、原則として官給した契約の相手方工場とする。

5.1.5 業者負担部品等の具備すべき品質条件 業者負担部品、業者調達部品及び業者委託調達部品は、次によるものとする。

a) 輸入品

- 1) 部品については、当該技術刊行物等に定める品質を有するとともに、MHP-V-51030及びMHP-V-51016によるものとする。
- 2) 材料については、当該技術刊行物等に定める品質を有するとともに、その品質に合致している材料であることを、客観的に証明し得るものが添付されている材料でなければならない。

- b) 国産品 部品、材料の当該技術刊行物等に定める品質を有するとともに、MHP-V-510 28によるものとする。

5.2 貸付品

- 5.2.1 貸付品 貸付品は、個別仕様書のとおりとする。

- 5.2.2 貸付品の取扱等 貸付品の取扱及び手続きは、補本装補第509号に定めるところによるほか、次によるものとする。

- a) 契約の相手方は、監督官等の確認を得て、貸付品を希望する時期及び場所で無償貸付を受けることができる。
- b) 契約の相手方は、貸付希望時期の1か月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 貸付予定品は、契約の相手方の申請書受理後、貸付可能品目について1か月以内に貸付ける。

- 5.2.3 工具及び機器等 工具、治工具、機器、試験装置等は、官から契約の相手方に貸付になっているもの及び契約の相手方が準備したものとする。ただし、不足が生じた場合には、原則として、契約の相手方において、契本管4第60号に基づき、準備するものとするが、準備できないもので官が保有するものについては、官と協議のうえ補本装補第509号によって貸付を受けることができる。

- 5.2.4 貸付品の返還 契約の相手方は、貸付品を返還する場合、監督官等の確認を得て貸付元の補給部隊等に、次により返還する。

- a) 返還にあたっては、使用可能な状態にして、4.3を実施するものとする。
- b) 返還場所は、原則として、貸付けた契約の相手方工場とする。

- 5.3 製造図面・製造規格・MIL規格・NDS・JIS等 契約の相手方は、この仕様書に定める作業に必要な製造図面、製造規格、MIL規格・NDS・JIS等の入手については、十分努力しなければならない。

5.4 搬入する航空機用機器の寄託

- 5.4.1 搬入する航空機用機器の寄託場所 搬入する航空機用機器の寄託場所は、契約の相手方工場とする。

- 5.4.2 搬入する航空機用機器の輸送 搬入する航空機用機器の輸送は、官が担当する。

5.5 完成した航空機用機器の受領

- 5.5.1 完成した航空機用機器の受領場所 完成した航空機用機器の受領場所は、契約の相手方工場とする。

- 5.5.2 完成した航空機用機器の輸送 完成した航空機用機器の輸送は、官が担当する。

- 5.6 取り外し要返還品の処置 契約の相手方は、次によって、航空機用機器から取り外した

要返還品の処置をするものとする。

5.6.1 取り外し要返還品の防錆 取り外し要返還品の防錆は、必要かつ最小限度の防錆処置を行うものとする。

5.6.2 取り外し要返還品の包装 取り外し要返還品の包装は、返還先補給部隊等までの輸送に耐える、必要かつ最小限度の包装を行うものとする。

5.6.3 取り外し要返還品の返還場所 取り外し要返還品の返還場所は、契約の相手方工場とする。

5.6.4 取り外し要返還品の輸送 取り外し要返還品の輸送は、官が担当する。

5.7 提出書類 契約の相手方は、契約書及び引用文書に定めるもののほか、表2によって、支部長等を経由して提出するものとする。

表2 提出書類

番号	名 称	提 出 時 期	提出先及び部数	
			調達要求元	納入部隊 (納入される航空機用機器に添付)
1	検査成績書	航空機用機器納入時		1
2	材料使用明細書	最終航空機用機器納入の翌月末日	1	
3	調査報告書	調査作業終了後15日	1	
4	技術報告書	調査作業終了後15日	1	
5	改修実施完了報告書	最終航空機用機器納入の翌月末日	1	